

複数就業者に係る労災保険給付について (これまでの論点整理について) (案)

※【 】内の数字は労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会の回数及び論点番号。

1 目的

多様な働き方を選択する者やパート労働者等で複数就業している者が増加している実状を踏まえ、セーフティネットとしての機能を果たしている労災保険制度の見直しを行い、複数就業者が安心して働くことができるような環境を整備する。

2 複数就業者が被災した場合の給付額の見直し (※事故による負傷等又は一の就業先の負荷に起因する疾病等の場合)

論点 1 見直しの方向について【77】

被災労働者の稼得能力や遺族の被扶養利益の喪失の填補を図る観点から、複数就業者の休業補償給付等については、非災害発生事業場の賃金額も加味して給付額を決定することが適当。

論点 2 労働基準法上の災害補償責任について【77】

- 非災害発生事業場の事業主が、労働基準法に基づく災害補償責任を負うこととするのは不適當。
- 災害発生事業場の事業主が、非災害発生事業場での賃金を基礎とした給付分まで労働基準法に基づく災害補償責任を負うこととするとも、使用者責任を著しく拡大するものであり不適當。

論点 3 保険料負担について【77、80-1-4】

- 災害発生事業場の属する業種の保険料率の算定に当たっては、現行と同様、災害発生事業場の賃金に基づく保険給付額のみについて災害発生事業場の属する業種の保険料率及び当該事業場のメリット収支率の算定の基礎とすべき。

- 非災害発生事業場の属する業種の保険料率の算定に当たっては、非災害発生事業場の賃金に基づく保険給付額について、非災害発生事業場の属する業種の保険料率及び当該事業場のメリット収支率の算定の基礎とはすべきではない。
- 非災害発生事業場での賃金を基礎とした保険給付分については、全業種一律の負担とすべき。

論点4 通勤災害の場合について【80-1-3】

通勤災害の場合も、通勤は労務の提供と密接な関連をもった行為であり、業務災害に準じて保護すべきものであるため、複数就業先の賃金を総合して給付額を算定することが適当。

3 複数就業者の認定の基礎となる負荷について (※それぞれの就業先の負荷のみでは業務と疾病等との間に因果関係が見られない場合)

論点1 見直しの方向について【79-1-1】

複数就業者について、それぞれの就業先の負荷のみでは業務と疾病等との間に因果関係が見られないものの、複数就業先での業務上の負荷を総合・合算して評価することにより疾病等との間に因果関係が認められる場合、新たに労災保険給付を行うことが適当。

論点2 認定方法について【79-1-2、80-2-1】

- 複数就業先の業務上の負荷を総合・合算して評価して労災認定する場合についても、労働者への過重負荷について定めた現行の認定基準の枠組みにより対応することが適当。ただし、脳・心臓疾患、精神障害等の認定基準については、医学等の専門家の意見を聴いて、運用を開始すべき。
- 現行、脳・心臓疾患や精神障害の労災認定に当たっては、複数就業先での過重負荷又は心理的負荷があったことの申立があった場合、労働基準監督署がそれぞれの就業先での労働時間や具体的出来事を調査している。このため、それぞれの就業先での業務上の負荷を総合・合算して労災認定す

る場合であっても、このプロセスは維持すべき。

論点3 労働基準法上の災害補償責任について【79-1-1】

- それぞれの就業先の負荷のみでは業務と疾病等との間に因果関係が見られないことから、いずれの就業先も災害補償責任を負わないものと整理することが適当。
- なお、一の就業先における業務上の負荷によって労災認定できる場合は、現行と同様、当該就業先における労働災害と整理することとし、当該就業先に災害補償責任があり、他の就業先には災害補償責任はないこととすべき。

論点4 給付額について【80-2-2】

一の就業先における業務上の負荷によって労災認定できる場合に、非災害発生事業場の賃金額も加味して給付額を決めることとするのであれば、複数就業先での業務上の負荷を総合・合算して労災認定する場合の給付額も、基本的には複数事業場の賃金額を総合して算定すべき。

論点5 保険料負担について【79-1-3】

- 業務上の負荷を総合・合算して評価して労災認定する場合、当該給付に係る保険料負担については、いずれの事業場の属する業種の保険料率の算定の基礎とするのも不適切。通勤災害と同様に全業種一律とすべき。
- 業務上の負荷を総合・合算して評価して労災認定する場合、いずれの事業場のメリット収支率の算定の基礎とするのも不適切。

4 2及び3に係る共通事項

論点1 複数就業の範囲【81-1-1】

- 複数就業者とは
 - ・ 同時期に複数の事業と労働契約関係にある者
 - ・ 一以上の事業と労働契約関係にあり、かつ他の就業について特別加入している者
 - ・ 複数就業について特別加入している者

が考えられるが、被災（疾病の発症を含む。）したときに、これらに該当する場合を、基本的に労災保険制度における複数就業者と考えるべき。

- ただし、脳・心臓疾患や精神障害等の疾病等であって、原因と発症の時期が必ずしも一致しない場合については、発症時にいずれかの就業先を退職している場合も考えられるので、別途の取扱いが必要と考える。

論点2 特別加入者の取扱いについて【79-2-1】

- 労働基準法上の労働者でない者についても、業務の実態、災害の発生状況等からみて労働者に準じて労災保険により保護するにふさわしい者について特別加入を認めているという趣旨を踏まえ、一以上の就業先において特別加入している場合についても、複数就業先で労働者である場合と同様の取扱いとすべき。
- 一方、労働者として就業しつつ、労働者以外の働き方を選択している場合（特別加入している場合を除く）については、労災保険制度の趣旨を踏まえ、今回の複数就業者に係る保険給付の対象とするのは不適切。

論点3 給付基礎日額の最高・最低限度額等について【80-1-1、81-2-1】

- 自動変更対象額や年齢階層別の最高・最低限度額については、その趣旨から、非災害発生事業場の賃金額を加味した場合も、その取扱いを変える必要はない。
- 全就業先での業務上の負荷を総合・合算して評価して労災認定する場合の給付額についても同様に、自動変更対象額や年齢階層別の最高・最低限度額の取扱いを変える必要はない。
- 複数就業者が一の就業先で被災した場合において、いずれかの就業先で有給休暇を取得したような場合、他の就業先の休業については、休業（補償）給付の対象とすべき。
- 複数就業者が一の就業先で被災した場合において、いずれかの就業先で部分休業した場合、現行の部分休業の取扱いに準じて支給することとすべき。

論点4 特別支給金の取扱いについて【80-1-2】

- 特別支給金についても、賃金額やボーナス等特別給与の金額により算定しているものについては、その制度趣旨から非災害発生事業場の賃金額や特別給与の金額も加味して給付額を算定すべき。
- また、給付基礎日額と同様に、算定基礎年額及び算定基礎日額の上限額については、非災害発生事業場の賃金額を加味した場合も取扱いを変える必要はない。

論点5 新たな制度の円滑な実施を図るための準備について【81-1-4】

今般の複数就業者の労災保険給付に係る新たな制度を実施するには、

- ・ 関係政省令を整備する必要がある、その際、労災保険部会において議論する必要があること
- ・ 上記の政省令を踏まえて、関係告示や通達等を整備する必要があること
- ・ 上記内容について労使団体を通じるなどして、事業主や労働者に広く周知する必要があること
- ・ 都道府県労働局・労働基準監督署において事務が円滑に進むよう、新たな制度の内容について熟知させる必要があることから、施行まで一定の期間を設けるべき。

5 その他運用に関する留意点

論点1 申請手続きについて【77、81-1-2】

非災害発生事業場における賃金額等の把握の手続きに係る労使の負担軽減のため、災害発生事業場の証明事項を可能な限り活用し、非災害発生事業場における証明事項を必要最低限にとどめる等の対応を検討すべき。

論点2 労災保険率が極力引き上がらないようにするための方策について【80-1-5、81-1-3】

労働災害を減少させるため、災害防止努力を促すことが必要。

また、社会復帰促進等事業や事務費は労災保険給付に付加的なものであることにかんがみ、

- ・ 社会復帰促進等事業については、PDCAサイクルで不断のチェックを

行い、その事業評価の結果に基づき、予算を毎年精査するとともに、事業の必要性について徹底した精査を行う

- ・ 事務費については、効率性の観点から不断の見直しを行う

ことによりできるかぎり抑制し、今般の見直しによる給付増分を可能な限り吸収できるようにすべき。

これらにより、今般の制度見直しに伴い労災保険率が極力引き上がらないようにするべき。

論点3 特別加入制度の在り方【80-3】

現在、働き方が多様化し、複数就業者数が増加するとともに、労働者以外の働き方で副業している者も一定数存在する。

また、特別加入制度創設時の昭和40年当時にはなかった新たな仕事（例えばIT関係など）が創設されるとともに、様々な科学技術の成果が、我々の生活の中に急速に浸透している。

このような社会経済情勢の変化も踏まえ、特別加入の対象範囲や運用方法等について、適切かつ現代に合った制度運用となるよう見直しを行う必要がある。